

京銀総合口座 RICH 取引規定

1. (取引の開設等)

- (1) 京銀総合口座 RICH 当座貸越契約書(以下「契約書」という)に基づく当行と利用者(以下「本人」という)との当座勘定取引(京銀総合口座 RICH 取引。以下「本取引」という)は、当行本支店のうちいずれか 1 家店でのみ口座を開設することができます。
- (2) 当行は本取引に使用するための「京銀 RICH カード」(以下「カード」という)および「京銀総合口座通帳」(以下「通帳」という)を発行します。カードの発行にあたっては当行の定める手数料を支払ってください。

2. (取引の方法)

- (1) 本取引は別に定める方法により発生する当座貸越取引とし、小切手・手形の振出しあるいは引受けはできません。
- (2) 本取引の取引用口座(以下「指定口座」という)から、現金自動支払機(振込みを行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む)等を使用してカードにより当座貸越金を払戻す場合、ならびに指定口座から払戻しを行う場合の方法で振込みをする場合は、別に定める京銀 RICH カード規定によるものとします。
- (3) 指定口座から払戻請求書により当座貸越金を払戻す場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ、通帳とともに当行窓口へ提出してください。

3. (貸越極度)

- (1) 本取引の貸越極額は、契約書記載金額のとおりとします。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めてこの極額を超えて貸越しを行った場合も本取引規定の各条項が適用されるものとし、その場合は、当行からの請求があり次第、直ちに極額を超える金額を支払ってください。
- (3) 同日に数件の当座貸越金の払戻請求がある場合に、その総額が第 1 項に定める貸越極額を超えるときは、そのいずれかを払戻すかは当行の任意とします。
- (4) 第 1 項にかかわらず、当行は本取引の貸越極額を変更することができるものとします。この場合、当行は変更後の貸越極額および変更日を通知するものとします。

4. (取引期限)

- (1) 本取引の期限は、契約日の 1 年後の応当日が属する月の前月末日(銀行休業日の場合はその前営業日)とします。
- (2) 第 1 項にかかわらず、取引期限の前日までに当行あるいは本人のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この期限はさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- (3) 取引期限の前日までに当行あるいは本人から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次によるものとします。
 - ① カードは当行からの請求があり次第直ちに当行取引店へ返却して下さい。
 - ② 取引期限の翌日以降、本取引による当座貸越は受けられません。
 - ③ 当座貸越元金本取引規定の各条項に従い返済し、当座貸越元金金が完済された日に本取引は当然に解約されるものとします。
 - ④ 取引期限に当座貸越元金がない場合は、取引期限の翌日に本取引は当然に解約されるものとします。

5. (貸越金利息等)

- (1) 本取引による貸越金の利息(保証料相当額を含む)は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、所定の利率および所定の方法により計算のうえ、指定口座から自動的に引落としまたは貸越元金に組入れます。なお、貸越金の利息は、次により通知します。
 - ① 貸越金利息金額を指定口座から自動的に引落としまたは貸越元金に組入れた場合には、通帳に記載することにより通知にかえるものとします。
 - ② 上記①によらない場合は、別途書面等にて通知いたします。
- (2) 前項の貸越元金への組入れにより貸越極額を超える場合には、直ちに貸越極額を超える金額を支払ってください。
- (3) 第 1 項の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当行において一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
- (4) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 15% (年 365 日の日割計算) とします。

6. (諸費用の引落し)

本取引に関し、本人が負担すべき印紙代、カード発行手数料等の諸費用は、当行所定の日、所定の方法により、指定口座から通帳および払戻請求書なしで引落しのうえ諸費用の支払いにあてるものとします。

7. (担保)

当行から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ、本人は一切異議を述べないものとします。

8. (即時支払)

- (1) 本人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、本人は、当行から通知、催告等がなくても、京銀総合口座 RICH 取引に関する特約規定の返済方法によらず、直ちに本取引に基づく債務全額を返済してください。
 - ① 3 の(2)の請求にもかかわらず貸越極額を超えたまま 2 カ月を経過したとき。
 - ② 本人が住所変更の届出を怠るなど本人の責めに帰すべき事由によって、当行において本人の所在が明らかでなくなったとき。
 - ③ 当行が相続の開始を知ったとき。
- (2) 次の各場合には、本人は当行からの請求によって本取引に基づく債務全額について、京銀総合口座 RICH 取引に関する特約規定の返済方法によらず、直ちに本取引に基づく債務全額を返済してください。
 - ① 本人が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - ② 本人が 7 または 13 の規定に違反したとき。
 - ③ 本人が支払を停止したとき。
 - ④ 本人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤ 保証会社より保証の中止又は解約の申入れがあったとき。
 - ⑥ 前各号のほか本人の信用状態に著しい変化が生じるなど、貸越元金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

9. (解約等)

- (1) 前条各項の事由があるときは、当行はいつでも当座貸越を中止し、または本取引を解約することができるものとします。
- (2) 本取引が解約された場合に貸越元金があるときは、直ちにそれらを全額支払ってください。

10. (銀行からの相殺)

- (1) 本取引による債務のうち返済日の到来したもの、または 8 によって返済しななければならない本取引による債務全額と、本人の当行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。
- (2) 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については預金規定等の定めによります。

11. (本人からの相殺)

- (1) 本人は、本取引による債務と期限の到来している本人の当行に対する預金その他の債権とを、本取引による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
- (2) 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の 10 日前までに当行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。
- (3) 第 1 項によって相殺をする場合は、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については預金規定等の定めによります。

12. (債務の返済等にあてる順序)

- (1) 当行から相殺をする場合に、本取引による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、当行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。本人はその指定に対し異議を述べないものとします。
- (2) 前条により返済または相殺をする場合に、本取引による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、本人からどの債務の返済または相殺にあてるかを指定してください。なお、本人がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当行が指定することができ、本人はその指定に対し異議を述べないものとします。
- (3) 債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の本人の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- (4) 第 2 項のなお書または第 3 項によって当行が指定する本人の債務については、その期限が到来したものとします。

13. (代り証書等の差入れ)

事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失又は損傷した場合には、当行の請求によって代り証書等を差入れるものとします。

14. (印鑑照合等)

当行が、本取引にかかわる諸届その他の書類等に使用された印影あるいは暗証を取、届出の印鑑、あるいは暗証と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負わないものとします。

15. (届出事項)

- (1) 氏名、住所、印鑑、電話番号その他当行に届出た事項に変更があったときは、直ちに当行に書面で届出てください。
- (2) 前項の届出を怠ったため、当行が最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

16. (報告および調査)

- (1) 本人は、当行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに本人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供してください。
- (2) 本人は、担保の状況ならびに本人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当行から請求がなくても遅滞なく報告してください。

17. (取引規定の変更)

本取引規定の内容を変更する場合(ただし、3 の(4)により貸越極額が変更される場合、および、5 の(3)により利率が変更される場合を除く)、当行は変更内容および変更日を当行本支店に掲示します。この場合、変更日以降は変更後の内容で本取引を行うものとします。

18. (個人情報情報機関への登録)

- (1) 本取引に基づく貸越極度、借入日等の借入内容にかかる客観的事実について、本取引の期間中および本取引による債務を全額返済した日から 5 年間、銀行協会の運営する個人情報センターに登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用できるものとします。
- (2) 本人について次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号の定める期間、前項と同様に登録し利用できるものとします。
 - ③ 本取引による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、返済した日から 5 年間。
 - ④ 本取引による債務について保証提携先、保険者など第三者から当行が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより当行が回収したときは、その事実発生日から 5 年間。

以上

1. (特約の適用)

京銀総合口座 RICH 当座貸越契約書（以下「契約書」という）に基づく当行との当座勘定取引（京銀総合口座 RICH 取引。以下「本取引」という）を行うに際し、取引用口座として普通預金口座（総合口座を含む）（以下「指定口座」という）を利用するについて、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）のほか本規定により取扱います。

2. (当座貸越の利用)

- (1) 指定口座について、その残高（総合口座取引の場合は、総合口座取引規定による当座貸越の極度額に達している場合）を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行は本取引の貸越極度額の範囲内で不足額を当座貸越として自動的に払出し、指定口座へ入金するよう払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 本取引による当座貸越は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも利用できます。
- (3) 総合口座による貸越金の担保となる定期預金または国債等公共債（以下「国債等」という）がある（追加預入れを含む）場合、本取引による貸越金があるときは、その貸越金は総合口座の当座貸越極度額または極度額の増加の範囲内で総合口座取引規定による貸越金として取扱います。
- (4) 総合口座による貸越金の担保となっている定期預金の解約または国債等の引出し等により、総合口座による貸越金残高が総合口座取引の当座貸越極度額を超えた場合、超えた金額は契約書記載の極度額の範囲内で本取引による貸越金として取扱います。その場合、契約書記載の極度額を超える金額は直ちに返済してください。

3. (返済方法)

- (1) 本取引による貸越金の残高がある場合には、指定口座に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く）は、貸越金の残高に達するまで自動的に指定口座から引落とし、貸越金の返済にあてます。なお、総合口座取引による貸越金がある場合は、本取引による貸越金から先に返済にあてます。
- (2) 契約書記載の極度額を超えて当行が貸越しをした場合において、指定口座に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く）があるときは、極度額を超える金額につき、各種料金等の支払いに優先してこの返済に充当します。

4. (通帳の表示)

- (1) 2の(1)の場合、通帳の支払欄には、当座貸越の払戻額と普通預金の払戻額（総合口座取引の当座貸越を利用した払戻額を含む）とを合算して表示します。
- (2) 3の(1)の場合、通帳には普通預金の支払いの記帳および当座貸越の返済の記帳を省略します。
- (3) 通帳の残高欄には、貸越金残高（総合口座取引による貸越金がある場合はその貸越金残高との合算額）または預金残高のいずれかを表示します。

5. (解約等)

- (1) 本取引解約後において、当行に対する貸越金、利息および損害金等の債務が残存する場合には、指定口座に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く）は、債務完済に至るまで自動的にその返済にあてます。
- (2) 指定口座を解約する場合には通帳および京銀 RICH カード（以下「カード」という）を当行取引店に提出してください。この場合、本取引は当然に解約されるものとし、「京銀総合口座 RICH 取引規定」の9の(2)に従ってください。

6. (その他)

2の(1)、3、5の(1)の場合は、カードまたは通帳および払戻請求書の提出を省略するものとします。

以上

私は株式会社京都銀行（以下「銀行」という）との当座貸越契約（京銀総合口座 RICH 取引）により負担する債務について、次の各条項を承認のうえ日本信販株式会社（以下「貴社」という）に保証を委託します。

第1条 (保証の範囲)

- 1 私が貴社に委託する保証の範囲は、銀行から融資を受ける京銀総合口座 RICH 取引による借入金、利息、損害金の全額とします。
- 2 前項の保証は貴社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行が融資を実行したとき（極度借入の場合は私が銀行と取引を開始したとき）に成立するものとします。
- 3 前項の保証内容は、私が貴社および銀行との間に締結している上記の京銀総合口座 RICH 取引にかかわる約定書（「京銀総合口座 RICH 取引規定」・「京銀総合口座 RICH 取引に関する特約規定」を含む・以下「取引約定」という）の各条項によるものとします。

第2条 (代位弁済)

- 1 私が銀行との取引約定に違反したため貴社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対し通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
- 2 私は、貴社が求償権を行使する場合には、この約款の各条項のほか、私が銀行との間に締結した取引約定の各条項を適用されても異議ありません。

第3条 (求償権)

私は、貴社の私に対する下記の各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- 1 前条による貴社の出捐額
- 2 貴社が弁済した翌日から年 29.2%の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金
- 3 貴社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額

第4条 (求償権の事前行使)

私が次の各号の一つでも該当したときは、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議はありません。

- 1 弁済期が到来したとき又は被保証債務の期限の利益を失ったとき。
- 2 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・和議開始の申立があったとき。
- 3 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押をうけたとき。
- 4 支払を停止したとき。
- 5 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- 6 貴社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき。
- 7 その他債権保全のため必要と認められたとき。

第5条 (中止・解約)

- 1 債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも貴社はこの保証を中止し、または解約することができます。
- 2 前項により貴社から中止または解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、貴社には負担をかけません。

第6条 (通知義務)

- 1 私または私の連帯保証人が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響のある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し貴社の指示に従います。
- 2 私の財産、経営、業況等について、貴社から求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧等の調査に協力します。
- 3 私が前項の通知を怠ったため、銀行が私から最後に届出のあった氏名・住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第7条 (保証料)

私は被保証債務の元本額に対し貴社の定める割合の保証料を銀行を経由して貴社に支払うものとし、一旦支払った保証料は違算過収の場合を除き、一切返戻請求はしません。

第8条 (担保)

私は貴社から担保もしくは連帯保証人の提供又は変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ一切異議を申立てません。

第9条 (充当の指定)

私が貴社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、貴社が適当と認める順序方法により充当されて差支えありません。

第10条 (公正証書の作成)

私は貴社の請求ある時は直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続きを行います。

第11条 (管轄裁判所の合意)

この保証に関しての紛争が生じたときは、貴社の本社、支店、または営業所の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第12条 (個人信用情報機関への登録)

私は、本申込み及び本契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報が、貴社の加盟する信用情報機関（貴社と提携する与信業者を含む。以下同じ）に原契約借入期間中および原契約上の債務を全額返済した日から7年を超えない期間登録をされること、並びに当該機関および当該機関と提携する信用情報機関に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、私の支払能力に関する調査のため当該機関の加盟会員又は当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員によって利用されることに同意します。

以上